

特別養護老人ホーム「ハッピーランドあいかわ」 利用料金表(1割負担)

令和6年8月

要介護度	基本 利用料	栄養マネ ジメント強 化加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅳ)	日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	単位数 小計 (1日)	単位数 小計 (30日)	介護職員 処遇改善 加算	単位数 合計 (利用者負 担)	所得段階 区分	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費、 居住費 合計 (30日)	月額合計 (30日)
要介護1	682	11	12	23	61	46	835	25,050	3,507	28,557	第1段階	300	880	35,400	63,957
											第2段階	390	880	38,100	66,657
											第3段階①	650	1,370	60,600	89,157
											第3段階②	1,360	1,370	81,900	110,457
											第4段階以上	1,445	2,066	105,330	133,887
要介護2	753	11	12	23	61	46	906	27,180	3,805	30,985	第1段階	300	880	35,400	66,385
											第2段階	390	880	38,100	69,085
											第3段階①	650	1,370	60,600	91,585
											第3段階②	1,360	1,370	81,900	112,885
											第4段階以上	1,445	2,066	105,330	136,315
要介護3	828	11	12	23	61	46	981	29,430	4,120	33,550	第1段階	300	880	35,400	68,950
											第2段階	390	880	38,100	71,650
											第3段階①	650	1,370	60,600	94,150
											第3段階②	1,360	1,370	81,900	115,450
											第4段階以上	1,445	2,066	105,330	138,880
要介護4	901	11	12	23	61	46	1,054	31,620	4,427	36,047	第1段階	300	880	35,400	71,447
											第2段階	390	880	38,100	74,147
											第3段階①	650	1,370	60,600	96,647
											第3段階②	1,360	1,370	81,900	117,947
											第4段階以上	1,445	2,066	105,330	141,377
要介護5	971	11	12	23	61	46	1,124	33,720	4,721	38,441	第1段階	300	880	35,400	73,841
											第2段階	390	880	38,100	76,541
											第3段階①	650	1,370	60,600	99,041
											第3段階②	1,360	1,370	81,900	120,341
											第4段階以上	1,445	2,066	105,330	143,771

※ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行った場合、一食につき¥6の加算があります(療養食加算)

※入所した日から起算して30日に限り、上記料金に一日につき¥30の加算があります(初期加算)

※病院への入院を要した場合及び居宅へ外泊した場合は1月に6日を限度として1日¥246を所定単位数に変えて算定致します。(外泊時費用)

※ご利用者の栄養状況、疾病状況等(名前等個人を特定できる情報は含まない)の情報を科学的介護情報システムに提出、フィードバックを行い必要に応じて施設サービス計画を見直した場合一月につき¥50の加算があります。(科学的介護推進体制加算Ⅱ)

※家電を持ち込んで使用される場合は、一日につき¥30の電気代がかかります。

※小遣い預り金の管理のため一日につき¥50の金銭管理費が発生致します。

※看取り時、別表の通り加算があります(看取り介護加算Ⅰ)

別表 看取り介護加算 I について(1日あたり)

期間	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
亡くなる45日前～31日前	72円	144円	216円
亡くなる30日前～4日前	144円	288円	432円
亡くなる前々日、前日	680円	1,360円	2,040円
亡くなった日	1,280円	2,560円	3,840円

※ 所得段階(低所得者に対する食費・居住費の限度額措置)について

区分	対象者		食費	居住費
第1段階	世帯全員市町村 住民税非課税者	生活保護受給者など	300	880
第2段階		年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	390	880
第3段階①		年金収入額と合計所得額が80万円超、120万円以下の方	650	1,370
第3段階②		年金収入額と合計所得額が120万円超の方で第2段階以外の方	1,360	1,370
第4段階	上記以外の方		1,445	2,066

※ 高額介護サービス費について

区分	対象者		自己負担上限額(月額)
第1段階	世帯全員市町村 住民税非課税者	生活保護受給者など	15,000
第2段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	15,000
第3段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円を超え、第2段階以外の方	24,600
第4段階	上記以外の方		37,200

「高額介護サービス費」……介護保険の自己負担額(1割負担部分)の1カ月の合計金額が高額になった場合、所得等に応じた上限額を超えた額については、高額介護サービス費が該当となり、払い戻されます。

※ 施設利用料金には、医療費(診察、処方代金)は含まれておりませんので、別にご負担いただきます。  
理美容代、その他の諸費用(日用品、消耗品等)につきましても、費用が発生した場合には別にご負担いただきます。  
洗濯については、施設内での洗濯になります。但し、施設で洗濯できない衣類については、ご自宅で行っていただくか、クリーニング業者に委託する場合もございますのでご了承ください。